

(仮称) 岩手中部広域クリーンセンター
整備及び運営事業

入札説明書

平成 23 年 12 月

岩手中部広域行政組合

《目 次》

第1 入札説明書の位置付け	1
第2 事業の概要	1
1. 事業名称	1
2. 公共施設等の管理者等の名称	1
3. 事業目的	1
4. 事業方式	1
5. 立地に関する事項	2
6. 計画地並びに施設の概要	2
7. 事業期間等	2
8. 関係法令等の遵守	3
9. 事業範囲	3
第3 入札に関する事項	4
1. 入札に関するスケジュール	4
2. 入札手続等	5
3. 入札に関する事務局等	9
4. 入札参加資格要件	9
第4 落札者の決定	13
1. 選定委員会の設置	13
2. 落札者の決定方法	13
第5 本事業に関する提示条件	14
1. 特別目的会社の設立	14
2. 民間事業者の収入	15
3. 保険	16
4. 責任の分担	16
5. 業務の委託等	16
第6 落札者決定後の手続き並びに契約に関する事項	16
1. 交付金申請手続きへの協力	16
2. 契約の概要	16
3. 地位の譲渡等	17
4. 入札保証金及び契約保証金	17
第7 公表資料一覧	18
1. 入札説明書添付資料	18
2. 別添資料	18

本入札説明書では、次のように用語を定義する。

組合	: 岩手中部広域行政組合。花巻市、北上市、遠野市及び西和賀町の3市1町により構成される一部事務組合をいう。
ホームページ	: 組合のホームページ URL : http://www.echna.ne.jp/~chubu4ct/
本事業	: (仮称) 岩手中部広域クリーンセンター整備及び運営事業をいう。
DBO方式	: Design (設計)、Build (建設)、Operate (運営) を民間事業者に一括して委ねる事業手法をいう。
特定事業	: 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号) 第2条第2項の規定に準じて、組合が実施する事業をいう。
構成市町	: 花巻市、北上市、遠野市及び西和賀町をいう。
建設事業者	: 本施設の設計・施工業務を行う単独企業又は特定建設共同企業体をいう。
運営事業者	: 本施設の運営業務を行う特別目的会社をいう。
特別目的会社 (SPC)	: 本施設の運営業務の実施のみを目的として設立される株式会社をいう。
民間事業者	: 建設事業者及び運営事業者の総称をいう。なお、ストーカ炉＋セメント資源化方式の場合はセメント資源化企業を含む。
セメント資源化企業	: ストーカ炉＋セメント資源化方式を採用した場合において、本施設から生じる焼却灰のセメント資源化を行う企業をいう。
応募企業	: 本事業の入札手続きに参加する単独企業をいう。
応募グループ	: 本事業の入札手続きに参加する複数企業で構成されるグループをいう。
応募者	: 応募企業又は応募グループの総称をいう。
構成員	: 設計・施工業務又は運営業務を行う企業のうち、運営事業者に出資を行う企業をいう。

協力企業	: 設計・施工業務又は運営業務を行う企業のうち、運営事業者に出資を行わない企業をいう。
選定委員会	: (仮称) 岩手中部広域クリーンセンター整備及び運営事業者選定委員会をいう。
落札者	: 選定委員会から優秀提案の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として組合が決定した応募者をいう。
事業契約	: 基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の総称をいう。なお、ストーカ炉＋セメント資源化方式の場合はセメント処理業務委託契約を含む。
全体事業予定地	: 本事業を実施する予定地をいう。
事業用地	: 全体事業予定地のうち、本施設の整備を行う予定地をいう。

第1 入札説明書の位置付け

花巻市、北上市、遠野市及び西和賀町の3市1町で構成する岩手中部広域行政組合（以下「組合」という。）は、（仮称）岩手中部広域クリーンセンター整備及び運営事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の規定に準じて実施するため、平成23年8月31日に「（仮称）岩手中部広域クリーンセンター整備及び運営事業 実施方針」（以下「実施方針」という。）を公表した。また、組合は、平成23年12月21日にPFI法第6条の規定に準じて、本事業を特定事業として選定し公表した。

本入札説明書は、組合が本事業を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）により募集及び選定するにあたり、本事業の入札に参加しようとする者に交付するものである。

なお、本入札説明書と同時に公表する「要求水準書」、「落札者決定基準」、「基本協定書（案）」、「基本契約書（案）」、「建設工事請負契約書（案）」、「運営業務委託契約書（案）」、「セメント処理委託契約（案）（但し、ストーカ炉＋セメント資源化方式の場合に限る）」、「様式集」及び「提出書類の作成・提出要領」及びこれらに関する質疑回答は本入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）とし、民間事業者は入札説明書等に従って本事業を実施しなければならない。

応募者は、入札説明書等の内容を踏まえ、入札に必要な書類等を提出すること。

第2 事業の概要

1. 事業名称

（仮称）岩手中部広域クリーンセンター整備及び運営事業

2. 公共施設等の管理者等

岩手中部広域行政組合 管理者 北上市長 高橋敏彦

3. 事業目的

本事業は、構成市町から搬入される一般廃棄物等を安定的かつ経済的に処理するとともに、焼却廃熱を利用した発電による熱エネルギーの回収、焼却残渣の資源化を行い、循環型社会の構築に適した処理システムの中核を担う施設としての整備及び運営を行うことを目的とする。

4. 事業方式

本事業における施設の整備及び運営はDBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

落札者として選定された企業又は企業グループは単独又は特定建設共同企業体を設立し、

建設事業者として（仮称）岩手中部広域クリーンセンター（以下、「本施設」という。）の設計・施工業務を行う。

さらに、落札者は、特別目的会社を設立し、運営事業者として20年6箇月間の運営期間にわたって、本施設の運営業務を行うものとする。

なお、組合は、本施設を約30年間にわたって使用する予定であり、建設事業者及び運営事業者は、約30年間の使用を前提として本施設の設計・施工業務及び運営業務を行うこととする。

5. 立地に関する事項

（1）事業実施場所

岩手県北上市和賀町後藤3地割地内

（2）用地の取得について

事業用地の所有権は組合が有している。なお、開発許可手続きは不要である。

6. 計画地並びに施設の概要

施設の名称	（仮称）岩手中部広域クリーンセンター（以下「本施設」という。）
施設の種類	一般廃棄物処理施設
施設概要	市町が搬入する家庭系可燃ごみ（以下「家庭系可燃ごみ」という。）、排出者及び許可業者が搬入する事業系可燃ごみ（以下「事業系可燃ごみ」という。）、不燃物から選別される可燃物（以下「選別可燃物」という。家庭系可燃ごみ、事業系可燃ごみと合わせて以下「処理対象物」という。）を受け入れ、燃焼・熔融処理を行い、余熱によるエネルギーの有効活用を図る施設
敷地面積	全体事業予定地約11.6ha（工事対象面積は約4.2ha）
容積率	200%以下
建ぺい率	70%以下
緑化率	敷地面積に対して20%以上
計画年間処理量	55,817t/年
処理方式	次の3方式のいずれかから応募者が提案を行うものとする。 ● ストーカ炉＋セメント資源化方式 ● 流動床式ガス化熔融方式 ● シャフト炉ガス化熔融方式

7. 事業期間等

事業期間は、次のとおりとする。

ア 設計・施工期間：契約締結から平成27年9月末までの約3年間

イ 運営期間 : 平成 27 年 10 月から平成 48 年 3 月までの 20 年 6 箇月間

8. 関係法令等の遵守

建設事業者及び運営事業者（以下「民間事業者」という。なおストーカ＋セメント資源化方式による場合はセメント資源化企業を含む。）は、本事業を行うに当たって、必要とされる関係法令等を遵守するものとする。

9. 事業範囲

本事業において民間事業者及び組合が行う業務の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については要求水準書に示すとおりとする。

(1) 民間事業者の業務範囲

① 設計・施工業務

ア 事業用地内の土工事（造成工事、井戸整備工事、調整池工事、外構工事）

イ 本施設の設計・施工業務

ウ 本施設の工事管理業務

エ 循環型社会形成推進交付金事業に係る申請手続き支援

オ 本施設整備に係る許認可申請手続き支援

カ 地域住民への対応

キ その他本事業を実施するうえで必要な業務

② 運営業務

ア 受入管理業務

イ 運転管理業務

ウ 維持管理業務

エ 環境管理業務

オ 情報管理業務

カ その他関連業務

a. 施設見学者・地域住民への対応支援

b. 清掃・除草及び除雪

c. 警備及び防犯

(2) 組合の業務範囲

組合が実施する主な業務は、次のとおりとする。

① 設計・施工業務

- ア 事業用地の確保
- イ 住民合意の形成
- ウ 建設モニタリングの実施
- エ 環境影響評価の実施
- オ 地域住民への対応
- カ その他施設整備に係る行政手続き

② 運営業務

- ア 処理対象物の搬入（構成市町等で実施）
- イ 処理不適物の最終処分場までの運搬及び最終処分
- ウ 飛灰・溶融飛灰処理物及び溶融不適物の最終処分
- エ 運営モニタリングの実施
- オ 施設見学者・地域住民への対応

第3 入札に関する事項

1. 入札に関するスケジュール

本事業の実施スケジュールは、次のとおりを予定している。ただし、「岩手中部広域行政組合の休日条例（平成14年条例第2号）」に規定する組合の休日（以下、「休日」という。）には、受付を行わないこととする。

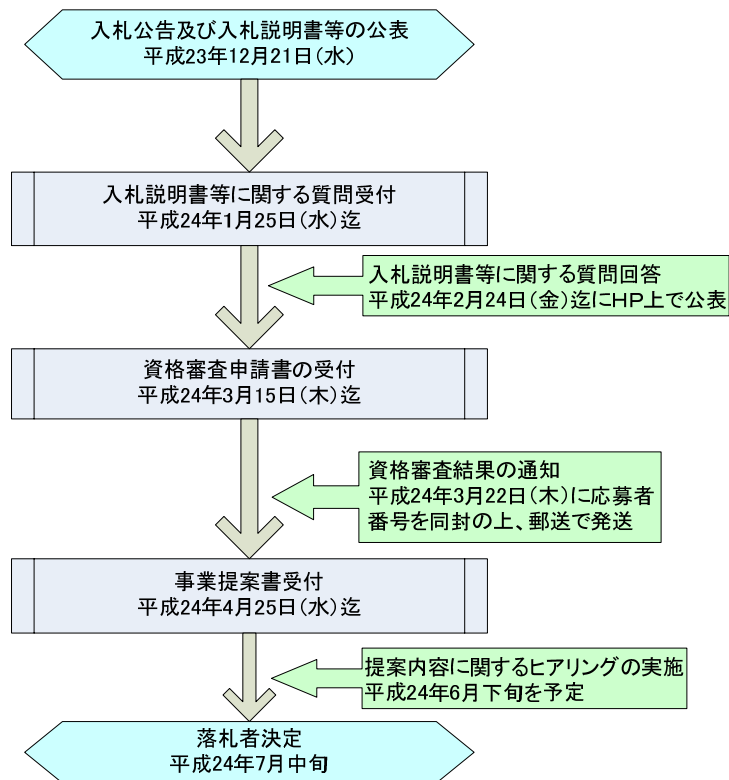
入札スケジュール	
① 入札公告及び入札説明書等の公表	平成23年 12月 21日(水)
② 入札説明書等質疑の受付締切	平成24年 1月 25日(水)
③ 入札説明書等質疑への回答公表	平成24年 2月 24日(金)
④ 資格審査申請書の受付締切	平成24年 3月 15日(木)
⑤ 資格審査結果の通知・応募者番号の交付	平成24年 3月 22日(木)
⑥ 事業提案書の受付締切	平成24年 4月 25日(水)

⑦ ヒアリング（予定）	平成 24 年 6 月 下旬
⑧ 落札者決定及び公表	平成 24 年 7 月 中旬
⑨ 基本協定締結	平成 24 年 7 月 下旬
⑩ 事業契約仮契約締結	平成 24 年 9 月 中旬
⑪ 事業契約本契約締結	平成 24 年 10 月 中旬

注) 上記スケジュールにおいて参加者の書類提出の状況、選定委員会の審議の進捗状況等により、変更が生じる場合は、その内容を公表する。

2. 入札手続等

(1) 入札手続の概要



(2) 入札公告及び入札説明書等の公表

公表日：平成 23 年 12 月 21 日（水）

公表方法：本組合ホームページで公開するほか、入札公告の定めるところによる。

① 追加説明資料の公表

組合は、入札説明書等の補足説明等について、追加資料を公表する場合は随時組合ホームページにおいて公表する。

② 井水のサンプリング

応募者が本事業への参加を検討することを目的として、組合の承諾を得て次の方法により本事業用地の井水を採取することができるものとする。

- 1) 受付期間 : 平成 23 年 12 月 21 日 (水) ～平成 24 年 1 月 25 日 (水)
- 2) 申込方法 : 希望日時を明記して E-mail により組合事務局に申し込みを行うものとする。希望日時が重複した場合は、先着順とする。事務局は、E-mail にて申込者に採取日時を連絡する。
- 3) 採取方法 : 応募者が自らの費用で採取するものとし、必要な機器等は応募者が準備すること。
- 4) 採取回数 : 原則として 1 回を限度とする。
- 5) 留意事項 : 井水の採取及び水質分析結果の活用は応募者が自らの責任で行うものとし、組合は一切の責任を負担しない。

(3) 入札説明書等質疑の受付

入札説明書等に対する質疑の受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係り応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、質疑に関する回答は公表するものとし、組合が必要と認めた場合は質疑について直接確認を行うことがある。

入札説明書等質疑の受付及び回答公表について	
提出期限	平成 24 年 1 月 25 日 (水) 16:00 必着
提出方法	別添資料「様式集」に示す様式 1-1「入札説明書等に係る質問書」(Excel 形式) に記入の上、E-mail に添付し事務局へ送付する。なお、持参、郵送、FAX による提出は認めない。
送付先	岩手中部広域行政組合事務局
E-mail	iwatechubu@echna.ne.jp
ファイル名	(提出者名) - 質問書
到達確認	組合が質問提出企業に E-mail を返信することにより行う。
回答の公表	平成 24 年 2 月 24 日 (金) 17:00 までにホームページにて公表する。

(4) 資格審査申請書の受付

応募者の代表企業は、以下の要領に従って資格審査申請書を提出することとする。

資格審査申請書の提出について	
対 象	入札参加希望者
提出期限	平成 24 年 3 月 15 日 (木) 17:00
提出方法	応募者の代表企業が事務局へ郵送または持参により提出する。なお、E-mail、FAX による提出は認めない。
提出書類	別添資料「様式集」に示す様式 1-2「参加表明書」及び別添資料「提出書類の作成・提出要領」に規定する様式による。

結果の通知	平成 24 年 3 月 22 日（木）に入札参加者の代表企業に書面で発送する。その際、事業提案書の作成に必要となる応募者番号を交付する。 また、資格審査結果についてはホームページにて公表する。
審査結果理由の説明請求	・審査の結果、参加資格が認められなかったものは、その理由について組合に対して説明を求めることができる。 ・資格審査結果理由の説明を求める場合には、組合が通知した日の翌日から起算して 3 日以内（期間中の休日を除く。）に事務局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留に限る。）又は持参によるものとし、持参の場合は、9：00～17：00 まで（ただし、12：00 から 13：00 まで及び期間中の休日を除く。）とする。 ・説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。
その他	・提出期限に遅れた資格審査申請書は受け付けない。 ・提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

（５）事業提案書の受付

応募者の代表企業は、以下の要領に従って入札書及び本事業に対する提案内容を記載した事業提案書を提出すること。

なお、組合は応募者の提案内容についてヒアリングを実施することを予定している。

事業提案書の提出について	
対 象	資格審査通過者
提出期限	平成 24 年 4 月 25 日（水）17:00
提出方法	応募者の代表企業が事務局へ郵送または持参により提出する。なお、E-mail、FAX による提出は認めない。
提出書類	「提出書類の作成・提出要領」に規定する様式による。
ヒアリング	ヒアリングの詳細については別途事業提案書を提出した者に通知する。
結果の通知	平成 24 年 7 月中旬頃に入札参加者の代表企業に書面で発送する。結果の概要についてはホームページにて公表する。
審査結果理由の説明請求	・審査の結果、落札者とならなかったものは、その理由について組合に対して説明を求めることができる。 ・審査結果理由の説明を求める場合には、組合が通知した日の翌日から起算して 3 日以内（期間中の休日を除く。）に事務局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留に限る。）又は持参によるものとし、持参の場合は、9：00～17：00 まで（ただし、12：00 から 13：00 まで及び期間中の休日を除く。）とする。 ・説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。
その他	・提出期限に遅れた事業提案書は受け付けない。 ・提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

（６）入札に関する留意事項

① 入札説明書等の承諾

応募者は、様式 2-1「資格審査申請書」の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

② 費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

③ 提出書類の取扱い

ア 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 事業提案書の変更等の禁止

事業提案書の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。

ウ 著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、組合は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。

エ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

④ 資料の取扱い

組合が提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的に使用することはできない。

⑤ 使用言語及び単位、時刻

「提出書類の作成・提出要領」及び各様式に特別に指定するもの以外は、入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

⑥ 入札の辞退

資格審査申請書を提出した者は事業提案書の提出期限までは、いつでも入札を辞退することができる。入札辞退届の提出要領は以下のとおりとする。

入札辞退届の提出について	
提出期限	平成24年4月25日(水) 17:00
提出要領	応募者が様式1-3「入札辞退届」を事務局へ持参により提出する。なおFAX、E-mailによる提出は認めない。
その他	入札辞退の撤回はできない。

⑦ 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札
- イ 資格審査申請書に記載された応募者以外の者が行った入札
- ウ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- エ 応募者の記名並びに応募者の代理人の署名及び押印を欠く入札又は入札事項を明示しない入札
- オ 事業提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札
- カ 同一事項に対し2通以上の書類提出がなされた入札
- キ その他入札説明書等において示した入札条件に違反した入札

⑧ 入札の中止等

本事業の入札手続きに関して組合が必要と認めたときは、入札の執行を取りやめることができる。

⑨ その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、組合は入札参加者に通知することとする。

3. 入札に関する事務局等

(1) 事務局

本入札に関する事務局（提出書類等受付窓口）は次のとおりとする。

事 務 局	
所 在 地	岩手中部広域行政組合 事務局 〒024-8502 岩手県北上市上江釣子 17 地割 201 番地 2 (北上市役所江釣子庁舎内)
電 話 (FAX)	0197-64-2111 (0197-77-3591)
E-mail	iwatechubu@echna.ne.jp
ホームページ	http://www.echna.ne.jp/~chubu4ct/

(2) 入札に関する資料公表方法

入札説明書等は、上記組合のホームページにて公表する。

4. 入札参加資格要件

応募者は、以下の資格要件を全て満たすものとする。また、組合は応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

(1) 応募者の構成

- ア 応募者の構成は、設計・施工業務及び運營業務等を実施する予定の単独企業又は、複数の企業（企業数の上限は任意とする。）で応募する企業グループとする。
- イ 応募者は、本事業の設計・施工業務又は運營業務を行う企業のうち、運營業業者となる特別目的会社に出資する企業（以下「構成員」という。）及び運營業業者となる特別目的会社に出資しない企業（以下「協力企業」という。）から構成されるものとする（構成員のみで応募グループを構成することも可能）。
- ウ 応募グループにあつては、構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。なお、本事業の入札に単独で応募する企業は、代表企業を兼ねることとする。
- エ 設計・施工業務のうちプラントの設計・施工業務を担当する企業は、構成員に限るものとする。
- オ 応募企業、代表企業、構成員又は協力企業の変更は原則として認めない。但し、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。
- カ 応募企業又は構成員のいずれかが、他の応募企業又は構成員となることは認めない。ただし、ストーカ炉＋セメント資源化方式におけるセメント資源化企業についてはこの限りでない。なお、セメント資源化企業が複数の入札参加者の構成員になる場合、代表企業となることはできない。
- キ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者の参加資格要件

① 共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、応募企業、構成員及び協力企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産手続開始の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法によ

る改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者

オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

カ 構成市町のいずれかの指名停止措置を受けている者

キ 本事業に係るアドバイザー業務に携わった企業、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 20 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 20 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。なお、本事業に係るアドバイザー業務に携わった企業は次のとおりである。

- ・八千代エンジニアリング株式会社
- ・アンダーソン・毛利・友常法律事務所

ク （仮称）岩手中部広域クリーンセンター整備及び運営事業に関する選定委員会の委員が所属する企業

ケ 入札公告日から落札者の選定に関する公表までの期間に、本事業について選定委員会の委員と接触を試みた者

コ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

② 本施設の設計・施工を行う企業

応募企業又は応募グループのうち、本施設の設計・施工業務を行う企業は次の要件をすべて満たすこととする。同一業務を複数の応募者又は構成員で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社が次の要件をすべて満たすこととする。

ア 建築物の設計に係る業務を実施する企業は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士事務所登録の有資格者であること。

イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ 構成市町のいずれかの平成 23・24 年度競争入札等参加資格者台帳等（「工事等」）の登載者であること。

エ 建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が 1,000 点以上であること。

オ 1 炉当たり 100t/日以上かつ 2 炉構成以上で発電設備を設置した一般廃棄物処理施設

(処理方式のうち、応募企業又は応募グループが提案する処理方式に限る)で、入札公告の前日時点で稼働開始している施設の設計・施工実績を有すること。なお、本事業における処理方式は、ストーカ炉＋セメント資源化方式、流動床式ガス化溶融方式、シャフト炉式ガス化溶融方式のいずれかとする。

カ 本工事に配置できる専任の監理技術者を有すること。

③ 本施設の運転、維持管理を行う企業

応募企業、構成員又は協力企業のうち、本施設の運營業務を担当する企業（運營業業者から同業務を受託する企業又は運營業業者に運転人員の派遣を行う企業）は、次の要件をすべて満たすこととする。同一業務を複数の応募者、構成員又は協力企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う１社が次の要件をすべて満たすこととする。

ア 構成市町のいずれかの平成 23・24 年度競争入札等参加資格者台帳等（「役務等」）の登載者であること。

イ 1 炉当たり 100t/日以上かつ 2 炉構成以上で発電設備を設置し、入札公告の前日時点で延べ 1 年以上の稼働実績を有する一般廃棄物処理施設（処理方式のうち、応募企業又は応募グループが提案する処理方式に限る）の運転実績を有すること。

④ セメント資源化を行う企業

本事業における処理方式として、ストーカ炉＋セメント資源化方式を提案する応募企業又は応募グループのうち、構成員又は協力企業として焼却灰のセメント資源化を行う企業は、次の要件をすべて満たすこととする。

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条の規定に基づいて、セメント資源化を行う区域を管轄する市町村長の一般廃棄物処分業の許可を有していること。又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 6 項ただし書きの規定によるその他環境省令で定める者に該当すること。

イ 焼却灰のセメント化の運転実績を有すること。

⑤ 参加資格確認基準日

ア 参加資格確認基準日は、資格審査申請書の提出日から事業契約締結時に至るまでの期間とする。

イ 資格審査申請書の提出日の翌日から落札者決定日までの間、応募企業及び応募グループの構成員または協力企業のいずれかが参加資格を欠くに至った場合、組合は当該応募企業、応募グループを落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、参加資格を欠いた構成員または協力企業に代わって、参加資格を有する構成員または協力企業を補充し、組合が参加資格を確認し、事業契約締結後の設計・施工業務、運營業務並びにセメント処理業務（但し、ストーカ炉＋セメント資源化方式の場合に限る）に

支障をきたさないと判断した場合は、当該応募グループの参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成員または協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員または協力企業が参加資格を欠いた日とする。条件未達の際は、当該応募企業、応募グループを失格とする。

- ウ 落札者決定日の翌日から事業締結日までの間、応募企業及び応募グループの構成員または協力企業のいずれかが参加資格を欠くに至った場合、組合は当該応募企業、応募グループとの契約締結を保留する。ただし、参加資格を欠いた構成員または協力企業に代わって、参加資格を有する構成員または協力企業を補充し、組合が参加資格を確認し、事業契約締結後の設計・施工業務、運營業務並びにセメント処理業務（但し、ストーカ炉＋セメント資源化方式の場合に限る）に支障をきたさないと判断した場合は、当該応募グループの参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成員または協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員または協力企業が参加資格を欠いた日とする。条件未達の際は、組合は、当該応募企業、応募グループと事業契約を締結しない。

第4 落札者の決定

1. 選定委員会の設置

組合は、審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって、「(仮称) 岩手中部広域クリーンセンター整備及び運営事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置している。選定委員会を構成する委員は、次のとおりである。

委員長	川本 克也 ((独) 国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター 研究副センター長)
副委員長	及川 義也 (北上市副市長)
委員	栗原 英隆 ((社) 全国都市清掃会議技術顧問)
委員	堤 研一 (公認会計士・税理士)
委員	佐々木 稔 (花巻市副市長)
委員	及川 増徳 (遠野市副市長)
委員	高橋 智 (西和賀町副町長)

なお、構成員又は協力企業が、落札者決定前までに、選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

2. 落札者の決定方法

落札者の選定は、以下の手順で行う（詳細は別添資料「落札者決定基準」参照）。

なお、落札者の選定に当たっては、選定委員会において評価・審査し、その結果を受けて、組合が落札者を決定する。

(1) 資格審査

資格審査は、応募者から提出された資格審査申請書等を基に、応募者が第3の4「入札参加資格要件」に示した要件を満たすことについての確認を行う。入札参加資格要件を満たすことが確認された応募者のみ、次段階の事業提案審査に参加できることとし、資格審査結果は全応募者に対して通知する。

(2) 事業提案審査

① 基礎審査

基礎審査は、資格審査を合格した応募者から提出された提案内容が組合の要求する水準を満足するものであること、ならびに入札価格が予定価格を超過していないことについて確認を行うものである。これらを満たすことが確認された応募者のみ次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととする。

② 非価格要素審査

基礎審査において組合の要求する要件を満たした応募者を対象として、別添資料「落札者決定基準」に基づき非価格要素について審査し、非価格要素審査点を決定する。

③ 価格審査

予定価格を超過しない応募者の入札価格について、別添資料「落札者決定基準」に定める算定式により価格審査点を算出する。

なお、本事業の予定価格は次のとおりである。

予定価格 20,600,000,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）

④ 総合評価及び落札者の選定

選定委員会は、非価格要素審査点と価格審査点から落札者決定基準に定める総合評価式により優秀提案を選定し、その結果に基づき組合が落札者を決定する。

第5 本事業に関する提示条件

1. 特別目的会社の設立

落札者は、運営事業者となる特別目的会社（会社法（平成17年法律第86号）25条以下に定める株式会社とする。）を落札者決定後すみやかに設立するものとする。なお、特別目的会社は下記の要件をすべて満たすものとし、また、応募企業及び構成員以外のものからの特別目的会社への出資は認めない。

ア 運営事業者の本店所在地を北上市内とすること。なお、本施設を本店所在地とするこ

とができるものとする。

- イ 応募グループの代表企業の議決権付普通株式の保有割合が、設立時から事業期間を通じて出資者中最大となること。
- ウ 応募グループのうち、プラントの設計・施工を行う企業の議決権付普通株式の保有割合が、設立時から事業期間を通じて 100 分の 20 を超えるものとする。
- エ 運営事業者の定款において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 326 条第 2 項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を組合に提出すること。
- オ 運営事業者の株主は、組合の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

2. 民間事業者の収入

民間事業者の収入は、以下のとおりとする。

（1）施設整備費

組合は、本施設の設計・施工業務の対価として施設整備費を建設業者に支払う（詳細は入札説明書添付資料－1「対価の支払方法について」参照）。

（2）運營業務委託費

組合は、本施設の運營業務の対価として運営固定費と運営変動費から構成される運營業務委託費を支払う（詳細は入札説明書添付資料－1「対価の支払方法について」及び入札説明書添付資料－2「処理対象物のごみ質変化の取り扱いについて」参照）。

（3）セメント処理委託費

組合は、ストーカ炉＋セメント資源化方式における焼却灰のセメント処理の対価としてセメント処理費をセメント資源化企業に支払う。（詳細は入札説明書添付資料－1「対価の支払方法について」参照）。

（4）売電等による収入

運営事業者は、処理に伴って発生する余熱を利用して発電を行い、本施設の所内での利用電力を除いた余剰電力を電気事業者等へ売電できるものとし、売電による収入は運営事業者の収入とする。

（5）副生成物の売却による収入

運営事業者は、本施設において処理対象物の処理を行ったことにより発生する副生成物の売却収入を自らの収入とすることができる。

(6) 支払の減額等

組合は民間事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、事業契約書、要求水準書で定められたサービス水準及び事業者提案によるサービス内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。減額等の方法についての詳細は、入札説明書添付資料-3「モニタリング及び対価の減額について」に定める。

3. 保険

民間事業者が加入する保険についての詳細は、入札説明書添付資料-4「民間事業者が付保する保険について」に定める。なお、民間事業者の提案に基づき必要に応じて提示した条件以上の補償内容とすること及び提示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

なお、組合は、社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済及び全国市長会市民総合賠償補償保険を付保する予定である。

4. 責任の分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、組合と民間事業者の間で、当該リスクにうまく対処可能な者がリスクを適正に負担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。設計・施工業務、運営業務及びセメント処理業務に伴うリスクは、原則として民間事業者のいずれかが負担するものとするが、組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、組合がリスクを負うこととする。

(2) リスクの分担

組合と民間事業者のリスク分担の詳細は、事業契約書（案）において定める。

5. 業務の委託等

民間事業者は業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせることができる。但し構成員又は協力企業以外の者へ委託する場合は事前に組合の承諾を得るものとする。

第6 落札者決定後の手続き並びに契約に関する事項

1. 交付金申請手続きへの協力

本施設は、環境省「循環型社会形成推進交付金」の対象施設であることを想定している。民間事業者は、組合が行う交付金の申請手続き等に協力するとともに、当該交付金交付要綱等に適合するように本施設の設計・施工業務、関連資料の作成を行うこととする。

2. 契約の概要

組合は、入札説明書等、民間事業者の提案内容及び組合が入札に当たって予め提示する事業契約書（案）に基づきそれぞれの対象者と仮契約を締結する。仮契約の締結に向けて組合

と落札者は契約内容に関する確認を行い、組合と民間事業者が締結した仮契約は組合議会の議決を経て正式な事業契約となる。各々の契約についての対象者・締結時期は以下のとおりである。

(1) 基本協定

対象者 : 落札者

締結時期 : 落札者決定後すみやかに

(2) 基本契約

対象者 : 落札者及び落札者が設立する運営事業者（特別目的会社）

締結時期 : ①仮契約 : 平成 24 年 9 月頃、②本契約 : 平成 24 年 10 月頃

(3) 建設工事請負契約

対象者 : 建設請負事業者

締結時期 : ①仮契約 : 平成 24 年 9 月頃、②本契約 : 平成 24 年 10 月頃

(4) 運営業務委託契約

対象者 : 運営事業者

締結時期 : ①仮契約 : 平成 24 年 9 月頃、②本契約 : 平成 24 年 10 月頃

(5) セメント処理業務委託契約（但し、ストーカ炉＋セメント資源化方式の場合に限る）

対象者 : セメント資源化企業

締結時期 : ①仮契約 : 平成 24 年 9 月頃、②本契約 : 平成 24 年 10 月頃

なお、本事業スキームの概要については入札説明書添付資料－5「本事業スキームの概要について」に示す。

3. 地位の譲渡等

組合の事前の承諾がある場合を除き、民間事業者は事業契約上の地位及び権利義務等を譲渡、担保提供又はその他の方法により処分してはならない。

4. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金等

① 契約保証金の額

ア 建設請負工事契約

建設請負事業者は、施設整備の履行を保証するために、建設請負契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を設計・建設業務期間中の契約保証金として建設工事請負契約の締結時に組合に納付する。

イ 運營業務委託契約

運営事業者は、運營業務の履行を保証するために、年度運営費の100分の10に相当する金額を契約期間中の契約保証金として運營業務委託契約の締結時に納付する。

ウ セメント処理業務委託契約（但し、ストーカ炉＋セメント資源化方式の場合に限る。）

セメント資源化企業は、セメント処理業務の履行を保証するために、年度セメント処理費の100分の10以上に相当する金額を契約期間中の契約保証金としてセメント処理業務委託契約の締結時に納付する。

② 契約保証金の納付方法

契約保証金は現金で納付するものとするが、契約保証金額に相当する次のいずれかの担保を提供することにより替えることができる。

ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

イ この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

ウ この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

③ 契約保証金の免除

民間事業者は、契約保証金に相当する額を保険金額とする履行保証保険の写しを組合に提出することにより契約保証金を免除することができる。なお履行保証保険契約の締結後、ただちにその保険証券を組合に寄託すること。

第7 公表資料一覧

本入札説明書と同時に公表する資料については以下のとおりである。

1. 入札説明書添付資料

入札説明書添付資料－1	「対価の支払方法について」
入札説明書添付資料－2	「処理対象物のごみ質変化の取り扱いについて」
入札説明書添付資料－3	「モニタリング及び対価の減額について」
入札説明書添付資料－4	「民間事業者が付保する保険について」
入札説明書添付資料－5	「本事業スキームの概要について」

2. 別添資料

別添資料「要求水準書」

別添資料「落札者決定基準」

別添資料「提出書類の作成・提出要領」

別添資料「様式集」

別添資料「基本協定書（案）」

別添資料「基本契約書（案）」

別添資料「建設工事請負契約書（案）」

別添資料「運營業務委託契約書（案）」

別添資料「セメント処理業務委託契約書（案）」